

ALSA学術交流会2013 報告書

主催：The Asian Law Students' Association Japan（アジア法学生協会ジャパン）

後援：日本経済新聞社

目次

I 団体概要	p.2
II 企画趣旨	p.3
III 学術共通テーマ	p.4
IV 企画概要	p.5
V プログラム紹介	p.6
VI 各分科会の実施内容	
① テーブル イリオモテヤマネコ	p.8
② テーブル ヘラジカ	p.14
③ テーブル クマ	p.19
④ テーブル パンダ	p.24
⑤ テーブル カブトガニ	p.31
VII 企画責任者総括	p.35
VIII 外部講師の先生方・実行委員の紹介	p.36
IX 企画決算	p.37

I 団体概要

ALSAとは

The Asian Law Students' Association (以下 ALSA) は、アジア13カ国・地域の法学生によって構成される、非政治・非宗教・非営利の国際法学生団体です。アジアの法学生同士が、実際にコミュニケーションをとることで、お互いの多様性を認め合い、社会における法の理想を追い求めること、企画の実現など、様々な活動に積極的に参加することで、法学生の創意を育むこと、国際的視野、社会的責任、法的思考力を備えた人材を輩出することを目標に、各国内における学術活動のほか、積極的に各国の学生間の相互交流を行っています。

2002年、アジア各国・地域に点在していた法学生団体が東京に結集し、翌年タイで行われた会議にて正式に統合し、ALSAは発足しました。現在、インドネシア・韓国・シンガポール・タイ・台湾・中国・日本・フィリピン・ブルネイ・香港・マレーシア・ラオス・ベトナムの13カ国・地域にまで拠点が及び、会員数約10,000人を誇るアジア最大規模の法学生団体として、精力的に活動を展開しています。

ALSA Japanとは

ALSA Japan は、1996年11月に開催された日欧法学生会議を経て、慶應義塾大学、中央大学、東海大学、東京大学、早稲田大学の法学生有志によって発足しました。現在は、青山学院大学、慶應義塾大学、神戸大学、中央大学、立教大学、東京大学、一橋大学、早稲田大学が加盟し、支部を置いています。合わせて約200名の学生が所属しており、法律・社会問題に対するディスカッションを中心とした学術活動を行っています。

他にも様々な活動を行っていますが、とりわけ「地域的協調に基づく平和で公平な社会の実現」を理念とする ALSA Japanとしては、主な活動の一つに、他のALSA加盟国との活発な交流が挙げられます。近年、相互依存が急速に深化する中、友好と対立の両面が複雑に絡み合うアジア隣国とは、ますます密接な学術交流が行われています。例えば、「国際的不正商品の蔓延」、「東アジア地域人権規約の可能性」、「老いるアジア～再生産、高齢化、国家～」などをテーマにしたディスカッションや模擬裁判を行い、学生の成長や異文化理解を促進してきました。また、ドイツ、トルコ、ポルトガルなど、アジア以外の地域の学生との交流も行ってきました。

私たちは、他国の法学生との交流を通して、国際的な法学生のネットワークを構築し、ALSA Japanの理念の達成へと一歩ずつ近づいています。また、自らがアジア、そして世界の将来を担う人材として成長することを目指して、日々活動を行っています。

Ⅱ 企画趣旨

近年、“未来志向”という言葉聞く場面が増えてきています。昨年 9 月に行われた APEC での日韓の首脳間での対話をはじめ、最近再び熱を帯び始めた領土問題について、両国は未来志向的に発展させていく事を繰り返し確認しました。しかしながら、この領土上の論争についての具体的提案がなされることはなく、また、発言と相反する韓国側の行為により、日韓関係は冷え込みをみせています。この日韓関係を一例として、日本国内外の他の課題に目を向けても、“未来志向”が、形骸化したその場しのぎの言葉として使われているのではないのでしょうか。

しかし、課題を抱える当事者同士が持つあらゆる要素を考慮し、妥協点を探っていく姿勢と提案を示さなければ、解決や発展へ向けた未来志向は成り立たないのです。様々な面での課題をもつ日本において、各課題に対する真摯な姿勢と提案を示すことは、よりよい未来志向を形作るための建設的な行動となるのではないのでしょうか。

日韓関係に限らず、現代日本社会における少年法の在り方をはじめ、少子化問題や TPP 参加の是非などの課題に対しても、同様に真摯な姿勢と提案を示す必要があります。また、今を生き未来を支える学生が、これらの課題の本質を理解しようとする姿勢こそ、目標の達成を支えるものと確信しています。

そこで ALSA 学術交流会 2013 では、学術共通テーマとして「未来志向の社会構築」を設けた上で、それに基づいた分科会を行い、政策提言を実施します。学生は社会的責任、専門的知識や経験が乏しい存在であります。しかしながら、同時に、社会的束縛を受けない立場がゆえに、既存の考え方に囚われない自由な議論ができるといった強い利点を持ち合わせています。また、日々法を学び、法の理念を追求する私たち法学生は、様々な視点を相対化して、公平・公正に物事を考えることに長けています。

最後に、本企画の充実を図るための目標を 2 つ掲げます。第 1 に、様々な意見を聞き入れた上での合意形成に努める人材を育成することです。第 2 に、学生の視点や考えを踏まえた社会に資する政策提言を発表することです。8 大学の支部から成る法学生団体 ALSA Japan には、これらの目標を達成できるだけの自由な発想と多彩な価値観を持ち合わせた人材が揃っています。また、各々が活発な議論を繰り広げられる場を本企画が提供することで、参加者である学生の成長と社会に寄与する有益な提言をもたらすものであると確信しております。

ALSA 学術交流会 2013 実行委員長

亜細亜大学 法学部法律学科 3 年 飯岡 豊

Ⅲ 学術共通テーマ

～未来志向の社会構築～

“未来志向”という言葉を知ったら、今まで数多く行われてきた日韓での首脳会談を思い出す方も多いかと思われる。昨年の9月に行われたAPECでも、日韓関係を未来志向的に発展させていくということが、日韓双方の首相、大統領間で確認された。しかし、このようなやり取りがなされているはずにもかかわらず、韓国の大統領（当時）である李明博が竹島へ上陸し、その後日本への挑発などを行った事態は日韓関係をさらに冷え込ませるものであった。現状では、この“未来志向”という言葉の中に目標は立っておらず、形骸化した、その場しのぎの言葉として使われているのではないかと感じる。しかしながら、未来に目標を定め向かうことの意味で使われる言葉が、“未来志向”なのである。

毎年のことながら、2012年も多くの出来事があった。社会保障費へ回す資金の増加のための消費税増税、衆議院の解散などがある。また、一昨年の東日本大震災に伴い発生した福島第一原発事故以降、日本の原発の運用量をどの程度にするのかといった目処は依然として立っていない。このような一方で、日本の対外的事情に目を向けてみると、東アジアでも大きな出来事が存在している。上に記載した日韓関係の悪化の他にも、中国との間では、尖閣諸島の領有権を巡る対立関係によって、政治だけではなく、経済の分野にも影響が生じている。

これらを含む社会問題に対して、解決を先延ばしにしている原因を考え、“未来志向”という、形骸化してしまった言葉を問題ごとに捉え直すことは、将来へ向けた目標を立てる有益な機会になるものと確信している。国内外を問わず、現状が不安定と言える今だからこそ、現状を考え尽くし、どうにかして先を見据えた目標を立てようとする“未来志向”の確立を目指す社会構築の姿勢が必要なのではないだろうか。

果たして、将来を担う我々の世代は、どのように現状を捉え、“未来志向”を導き出すのか。学生団体ALSAとしての理念を大切に、参加者の真価が発揮されることを期待すると共に、これらの出来事が抱える問題点に一石を投じられればと考えている。

以上より、ALSA 学術交流会 2013 学術共通政策テーマを、「未来志向の社会構築」とさせていただきます。

ALSA 学術交流会 2013 実行委員会 学術担当
立教大学 法学部政治学科 2年 松井 耀平

IV 企画概要

日程

2013年4月21日（日）・5月11日（土）・5月12日（日）

開催地

国立オリンピック記念青少年総合センター

参加者数

127名

共通テーマ

「未来志向の社会構築」

プログラム

本企画は、大きく3つのプログラムから構成されます。

- ・ テーブルディスカッション（Table Discussion ; TD）
- ・ 政策提言発表（Policy Recommendation ; PR）
- ・ 懇親会

スケジュール

日時	4/21（日）			5/11（土）			5/12（日）	
	午前	午後	夜	午前	午後	夜	午前	午後
プログラム	TD		懇親会	TD		懇親会	PR 準備	PR

V プログラム紹介

テーブルディスカッション

参加者は5つの分科会いずれかに配属され、分科会ごとのテーマに沿って議論を行います。

議論は、Table Coordinator（分科会の進行役であり、統括；TC）とAssistant Coordinator（Table Coordinatorの補佐役；AC）によって主導されます。

各分科会のテーマは、下記のとおりです。

① テーブル イリオテヤマネコ

現代社会における生命倫理の存在意義

～合理主義社会と生命倫理の対立から探る～

② テーブル ヘラジカ

現代社会と少年 ～少年を取り巻く“社会”のあるべき姿とは～

③ テーブル クマ

日本の学生の立場からすると、日本政府はTPPにどう関わることが望ましいのか

④ テーブル パンダ

育児はもはや女性の仕事ではない

—少子化抑制と女性の社会進出の両立を目指して—

⑤ テーブル カブトガニ

障がい者福祉 ～共に生きていくということ～

ディスカッションは3日間にわたって行われます。

初顔合わせとなる1日目は、分科会ごとにTCが、2日目以降議論を行う上で必須となる予備知識を、参加者へレクチャーします。また、初対面の参加者間での親睦を深めることも目的とします。

最も議論の時間が長い2日目は、論点の所在を正確に掴んだ後、具体的なディスカッションに入ります。問題を多角的に考察する、または問題から派生する事象を幅広く考察するといった、単一の論点にとどまらないダイナミックな学術活動を行います。

最終日である3日目は、前日までの議論を学術共通テーマに収束させる形で議論をまとめ、政策提言を作り上げます。

政策提言発表

3日間の議論の集大成として、共通テーマ「未来志向の社会構築」に沿う形で、各分科会10分程度の政策提言を行います。

ここでは、各TCが取り扱った具体的なテーマから、共通テーマに向かって政策を提言するという形式を取り、準備・議論ともに長時間かけて深く考察した議題について、簡潔な発表を行います。共通テーマに対して各分科会の多様なテーマから多面的な政策提言を行うことで、参加者は自分の所属していた分科会とは違うアプローチをする発表を聞くことができます。そのことにより、参加者に新たな視点の獲得を促し、「未来志向の社会構築」という目標に対する、立体的な把握・認識をもたらします。

また、学生のみ意見によって企画を完結させないために、公正取引委員会・法律事務所・文部科学省に勤務されているお三方をお招きし、私たちの政策提言に対する講評を行っていただきます。

VI 各分科会の実施内容

① テーブル イリオモテヤマネコ

1. テーブルテーマ

現代社会における生命倫理の存在意義 ～合理主義社会と生命倫理の対立から探る～

2. TC・AC名、および所属大学、学部、学年

TC：齋藤 詩織（一橋大学法学部2年）

AC：河野 さくら（中央大学法学部2年）

AC：岡田 卓磨（一橋大学経済学部2年）

3. このテーマの重要性&議論する意義

近年、日本では臓器移植法が改正されたり、芸能人の代理母出産が話題となったり、「生命倫理」という言葉を耳にすることが多くなった。生命倫理学とは、生命に関する倫理的問題を研究する分野であり、長きにわたって主に医学と関連して研究されてきたが、法学・政治学・宗教学などにも大きく関わる。このテーブルでは、社会学・政治学の視点から生命倫理を考察していく。

生命倫理には限界がある。近代化に伴い、社会制度・科学技術の発展と生命倫理観の矛盾は明白なものとなった。我々が、社会制度の充実・科学技術の発展のみを追求すれば、人の生命が相対的に蔑ろにされる恐れが出てくる。一方、生命倫理だけを唱えていては、合理的な社会すなわち国民のニーズに適う社会の実現は困難となる。今後より社会が発展するにしたがって合理主義的思考にならざるを得ないであろうが、いかに生命倫理という対立する概念との狭間で生きていくか。この問いは、今後社会の指針を方向付ける責任を持つ我々にとって、重要なテーマである。ディスカッションの中で、生命倫理と現代社会の関わりをさまざまな視点から考察することを通して、この問いに対する自分なりの答えのヒントを得てもらいたい。

4. 政策提言の枠組み

【現代社会における生命倫理の存在意義】

i 出生 ～「生命の質」はどこまで管理されるべきか～

a) 問題提起のきっかけ

出生前診断の技術が発展し、女性の自己決定権が拡大していく中で、どのようにして遺伝的に異常のある胎児の権利を守ることができるか

b) 問題の分析

前提として、現代日本社会における出生前診断の技術の発展と、女性の自己決定権の拡大は止めることができない。しかし、上記のような現代の状況に何かしらの策を加えないと、遺伝的に異常のある胎児の権利は侵害される一方である。

また、出生前診断の技術の発展と、「産む、産まないも女性が決める」という、女性の社会進出が進む日本において拡大するニーズを、「現代社会の合理性」、遺伝的に異常のある胎児の権利を、「生命倫理」として大卒のテーマにあてはめることができることができる。

c) 結論

上記のような前提条件をもとに、私たちは遺伝的に異常のある胎児の権利を守るためには、遺伝的に異常のある胎児が生まれてもいい社会づくりを行うべきである、という結論に至った。そして、以下の三つの政策を打ち立てた。

1. **日本に125人しかいない遺伝カウンセラー(医者とは違う立場から、妊婦の相談に乗る遺伝の分野における専門家)を増やす。**
2. **一般的に収入が低いと考えられる20代でも受けられるように出生前診断を受けられる年齢を下げ、経済的準備、心理的準備ができるようにする。**

上記の政策は一見すると矛盾して見えるかもしれないが、**出生前診断を受けられる年齢を下げる → 社会における出生前診断の普及 → 市民の正しい出生前診断の意識・知識の習得 → 遺伝的に異常のある胎児の保護**という、短期的に見れば、遺伝的に異常のある胎児の排除に繋がるかもしれないが、長期的な目線で考えて、社会に出生前診断が普及すれば正しい知識の習得に繋がり、出生前診断により胎児が差別されるという構造に歯止めがかかるのではないかと考える。

3. **血清マーカーテストの診断料を、子供を産む家庭の年収によって幅を設け、余剰金から遺伝的に異常のある子供がいる家庭に援助を行う。**

ii 生命への科学技術の研究

<現状の生命への科学技術の介入において考えられる2つの問題点>

1. **科学技術により、ある意味で『部品』として製造されてしまった臓器をどのように捉えるかということ**
2. **現在の生命科学研究活動がどの程度の自由の範疇で行うことができるのかが、**

今日、不明瞭であるということ

1つ目の問題点については、科学技術をクローン技術と iPS 細胞の2つに絞った後、両者の作成方法の違いから iPS 細胞のみを認めるに至り、そしてその中でも悪質な使用を規制するために、「生命の維持を目的とした医療行為に関しては iPS 細胞の人的使用を認める」、という制約を設けるという結論で政策提言をした。

2つ目の問題点については、憲法で定められる「学問の自由」の存在により、生命科学研究活動についての法的制約が設けられていないことから、法規制は必要なのかどうか、必要ならばどの程度法によって規制すべきかを考えました。その結果、法規制消極的容認説を採用するとして、人権や法的利益を保護できるようにするための法規制を設けるべきだという結論で政策提言をした。

iii 生命は「商品」か？～臓器市場は存在すべきか～

<現在の問題点>

臓器移植希望者に対して、慢性的な臓器不足に陥っている。

<政策提言>

公的移植用臓器マーケットの創設

現在、多くの経済学者が臓器市場を開放すべきだと主張している。臓器市場のメリットとしてはもちろん臓器不足の解消が挙げられるが、その反対にデメリットとしては、臓器市場においては、人間の臓器が商品と扱われることになるために、人間の尊厳の問題が発生してしまう。その調整をいかにして図るかが課題となる。そこで提案するのが、国家による公的臓器市場である。

① 買値と売値の上限と下限を公定する

② 国家が臓器の質を一括して管理する

以上のような枠組みの市場を提案した。

iv 政策提言；生命倫理は現代社会になぜ必要なのか

<現在の問題点>

生命倫理という学問分野は、私たちの中で、実学とは大きく離れたものという認識がある。そのため、生命倫理を倫理分野のみで捉えがちで、政策的または経済的観点から具体的問題に即して考えることができていないことが問題である。

<政策提言>

教育面での改革

段階を踏んだ教育を行うことを提案する。小・中・高の学校教育の過程の中で、身近な生命倫理に関する話題を盛り込んだ教育内容にする。例えば、理科で生命技術学習の場を設ける、国語の教科書の文章に、生命倫理に関する評論文や物語文を取り入れるなどの試みである。そうした過程を経て、大学で一般教養として生命倫理に関する科目を導入し、多くの学生が履修できるようにする。以上のように、段階を踏んだ教育内容にすることで、より実学に即した思考が身につくのではないかと考えた。

5. TC・ACの感想

TC：齋藤 詩織（一橋大学法学部2年）

このテーブルの成果としては、生命倫理という抽象的なテーマを具体的な次元で議論し、社会的問題として位置付けることができたことだと思います。私は以前から生命倫理について関心を抱いており、いつか深く勉強してみたいと考えていました。約半年前に、学術交流会でのTC募集のお話があり、この機会を利用しない手はないと考えて企画を始めました。しかし実際には、生命倫理というテーマを学術交流会の趣旨に沿った次元に落とし込むことには非常に悩まされていました。倫理的問題である限り、結論を出すことは不可能であるからです。そしてあらゆる思考の末、生命倫理における倫理的問題と行政問題の矛盾に焦点を当てることにしたのです。テーマ自体が抽象的である故、ディスカッションの進め方にはこだわりがありました。その工夫の一つとしては、具体的事例を用いたケース・スタディーを取り入れたことです。自分の立場になって考えてみたり、実際の記事や文献を共有したりすることで、参加者全員で生命倫理というテーマを具体的に捉えることができました。今まで生命倫理を抽象的論議にすぎないと考えていた人も、今回のディスカッションを通して、生命倫理というテーマは、現代社会の行政や経済など様々な実学の分野と関わり合っているのだということを感じてもらえたのではないかと思います。

一方で反省点としては、内容を詰め込みすぎてしまい、時間的余裕がなかったことです。私たちは、TCとACそれぞれが一つずつ具体的テーマを担当していたため、内容が広範になってしまい、参加者の皆さんには多くの協力をしてもらうことになりました。なかなか休憩を取ることができなかつたり、補足事項を個人で考えてもらったりと参加者の負担が大きくなってしまったことが大きな反省点です。

今まで多くの時間をかけて学術交流会の準備をしてきましたが、終わって多くの参加者に「このテーブルでよかった」「ALSAに入ってよかった」と言ってもらえたとき、本当にTCをやってよかったと実感しました。最後までやり遂げられたのも、ACの河野さんと岡田君のおかげです。2人には多くの負担があったと思いますが、ここまで一緒に作り上げてくれたことに非常に感謝しています。そして、参加者の皆さん、ディスカッションをリードしてくれた上級生の皆さん、また難しい

議論にも関わらず積極的に発言し議論を盛り上げてくれた新入生の皆さん、本当にありがとうございました。最後に、企画運営していただいた実行委員の皆さんに感謝します。私にとって、この学術交流会での TC 経験は、学術面においても、人間性の面においても大きな成長の機会となりました。

このような貴重な機会をいただき、ありがとうございました！！

AC : 河野 さくら (中央大学法学部 2 年)

成果点

「現代社会の合理性と生命倫理の対立」という大枠のテーマは、現代社会における根源的な問題であり、確定的な答えがないテーマです。しかしその分、参加者、TC・AC とともに、この問いに対して一緒に取り組もうという熱心な姿勢がディスカッション、政策提言中に見られたと考えています。また、参加者も議論への気概が高い人達だったので、逆にこちらが助けられることも多々ありました。本当にありがとうございました。

テーマが現代社会における根本的な問題点を考えるものであったため、それを論点とし個別具体的なテーマを設定する際に議論の筋が錯綜してしまう恐れがありました。しかし、アウトライン作成段階に週 1,2 回のペースでミーティングをオフラインで行ったことで、意見交換の場を多く設け、それにより上記の問題点をほぼ解決することができた気がします。このテーブルでは、「現代社会の合理性と生命倫理の対立」という終着点だけ決め、TC と AC 各々が「出生前診断」「クローン技術」「臓器移植」というような自分の興味のある分野を自由に調べ、レクチャーと Discussion を参加者に提供したため、TC と AC 二人の間の学術面における意見の相違が少なく、レジュメ作りから政策提言まで気持ちよく進行することができました。

反省点

学術交流会本番前の事前分科会の段階で何をすべきか、この点が非常に悩みどころでした。事前分科会は学術交流会の 20 日前に行われたため、あまり本番の内容に突っ込みすぎると、事前分科会には参加できず、本番からの参加した人たちがついてこられない、しかし、本番に関連性のないテーマをやってしまうと、そもそも事前分科会の意義が失われてしまうというジレンマに陥りました。

そして事前分科会は、結果的に本番に関連性のあるテーマだったのですが、本番に関連性が見えづらい抽象的な議論と捉えられやすい内容だったため、参加者にこちらの意図を正確に伝えられたか、その点について疑問が残っています。

個人的な反省として、上に示した通り、完全に三人が分担して各々のテーマでレジュメ作りから司会進行まで行ったため、自分の担当箇所以外のテーマに関する知識が薄くなってしまい、自分の担当以外のテーマの議論で補佐をする際も多々不備

があったように感じます。

また、政策提言の際の講師の方のご指摘にもありましたように、私の設定した具体的なテーマが、このテーブル全体の問題意識とどう関連しているのかが見えづらいものでした。

AC：岡田 卓磨（一橋大学経済学部 2年）

思い起こせば、この学術交流会に AC として参加することを決めたのは去年の 12 月。初めは特に深く考えずに参加を決意したものの、本番が近づくとつれて準備が大変になり、更には新歓期も重なった為に、なかなか過酷な日々を過ごしたように思います。しかし、過酷といってもそれ以上にやり遂げたという気持ちの方が強く、いい経験をさせていただいたというのが正直なところで、欲を言えば、このテーブル参加した新生から来年の学術交流会の TC・AC が出てくれたら、私としてはこの上ない喜びです。

私たちのテーブルは『生命倫理』を題材として取り上げましたが、そもそも生命倫理とは何なのか、そしてそこに孕む問題とは何なのかということに恥ずかしながら AC の私自身、これまであまり深く考えたことがありませんでした。しかし、この点はきっと参加者も同じだろうと考え、どれほど私たちに密接に関わるものなのかということを知ってもらうために、ケース・スタディーを多く取り入れたり、自分の身になって考えさせるディスカッションを取り入れたりといった工夫を凝らしました。これは私が一番苦労したと感じている点です。また、学術交流会というイベントは「新歓企画」であるため、新生にディスカッションをする楽しさを知ってもらうことも必要であり、更には最終日の政策提言も行わなければいけないという、普段の学術活動とは異なる性質を多く兼ね備えたものであったため、私たち TC・AC は、その点においてもまた頭を抱えました。私としては、この不安要素を完全には拭えないまま本番を迎えたのですが、そこをフォローしていただいたのは、2 年・3 年の参加者の方々だったように思います。新生に気を配りつつ、自分の意見も出してディスカッションを円滑に進め、結果としてそれが政策提言につながるという好循環を生み出してくれた上級生の方々の存在は非常に心強いものでありました。

こうして参加してくれた新生、上級生、委員会の方々、また、他テーブルの TC・AC の支えの下、学術交流会を終えることができました。そして、TC の齋藤、AC の河野には迷惑を掛けたことも多くあったと思いますが、色々とお助けしてもらい、おかげさまで何とかやり遂げることが出来ました。皆さんにこの場を借りて謝意を表したいと思います。ありがとうございました。

② テーブル ヘラジカ

1. テーブルテーマ

現代社会と少年 ～少年を取り巻く“社会”のあるべき姿とは～

2. TC・AC名、および所属大学、学部、学年

TC：木村 俊介（中央大学法学部3年）

AC：藤井 智大（東京大学法学部3年）

AC：金 世榮（立教大学法学部3年）

3. このテーマの重要性&議論する意義

私たちは、徐々に「少年」という立場を抜け出してきている。そして次の世代が「少年」という立場を担い始めているのである。それでは、果たして彼らにとってこの現代社会は住みやすい世界なのだろうか。この社会の中では、犯罪とは別に、「少年非行」というものが起きている。これは現代社会とのかかわり合いの中で少年たちが何か問題を持ち、そして反抗しているからではないのだろうか。

また、少年非行を犯す少年たちへの処遇は適正なのだろうか。「少年法」といった、刑法の特別法が存在することは事実である。しかしその運用に問題はないのだろうか。少年非行の「凶悪化」が世間で問われている今、「少年法の厳罰化」が問題になっている。果たして厳罰化は少年法を適正に運用するために、そして少年を保護するために必要な措置なのだろうか。そういったことを中心に考えていきたい。

4. 政策提言の枠組み

1.全体の流れ

私たちのテーブルでは、「少年法厳罰化は妥当なのか」という問題提起を前提とし、世論の厳罰化推進意見は果たして正しいのか、現実には世論とは乖離しており、単に厳罰化を主張すべきではなく、法を含めた正しい社会システムの構築こそが本来必要なのではないか、ということに焦点を当て、政策提言を進めていった。そこで、現実との乖離部分を紐解きつつ、最終的に法制度と社会制度の2つの観点から具体的政策を立てた。

2.現実との乖離

○責任主義

まず、刑罰を科すには、罪を犯した者に責任能力が必要である。責任能力は、その行為の違法性や、その罪に対しどのような罰が科されるかなどを理解していれば足りるものである。しかし、近年の少年は「感情の抑制ができない」といわれる傾向にある。個別的な事件を見ても、近年では緻密に計画された犯行よりも、衝動に任せた突発的な反抗が目立つようになっている。この現状からしても、犯行がいかに残虐といっても、その罪を理解していない以上、そもそも刑罰を科すことに意味があるのかは不明である。もちろん、罪に対する刑罰は必要ではあるが、厳罰化を施してまで対応する必要があるとはいえないだろう。

○少年犯罪「凶悪化」の現実

少年法厳罰化の主張を支える現実として、「少年犯罪凶悪化」が挙げられる。しかし、結論から言えば、少年の凶悪犯罪は増加していない。統計から見ても、その数はあまり変動が見られず、むしろ減少の傾向にある。では、なぜ凶悪化していると考えられているのか。それは、メディアの視聴率主義に基づく「凶悪犯罪報道」が一因として挙げられる。メディアには培養効果などがあり、世論は簡単にその報道に左右されてしまう。世論が凶悪化による厳罰化を唱えれば、政府も対策を講じなければならなくなってしまうのである。現実には「凶悪化」していることはいないのだから、厳罰化を唱える主張の論拠自体が崩れており、その論は成り立つことはないのである。

以上の二つの点から見ても、現実との乖離が見られ、単なる「少年法厳罰化」は適切ではない。そこで厳罰化に代替するものとして、少年法の理念に依拠した、以下二点のものを考察した。

3. 個別具体的政策

○少年審判専門検察官の設置

少年審判の場は、元来犯罪少年からその事情などを聞き、適切な対応をするための一つの機会として考えられてきた。しかし、現在の少年法改正の流れから、次第に少年に罪を問いたす場へと変動しつつある。その一つの存在として、検察官がいる。検察官は罪を問う立場にあり、少年を保護する立場とは間逆の性質を持つ。しかし、少年審判の性質や理念からしても、検察官のような存在は妥当ではないのである。だからと言って、真実を究明し、罪が明らかである場合には、適切な求刑を行う存在を完全に無視することは不可能である。そこで、少年法の理念、そして少年審判のあり方を崩さず、かつ犯罪を立証し適切な求刑のできる、少年審判独自の専門的な検察官が必要であると考え。当該検察官は、真実の究明と適切な刑罰を求めるのみであり、犯罪少年を威圧したり、必要以上に問いただしたりすることはない、中立的な立場であることが望まれる。

○更生保護就労支援事業の国家事業化

少年法制度は、犯罪少年の更生を主眼としている以上、彼らの社会復帰が前提にあるのは言うまでもない。そして、社会復帰の中でも特に求められるものが、「就労」である。しかし、犯罪少年にとって実社会に復帰し、働きながら生活することは並大抵ではない。実際、犯罪少年の再犯率が3割を超えたり、たとえ就職できたとしても、人間関係がうまくいかず、安易に離職してしまう現実がある。これは少年刑務所内においては、就労支援は行うのだが、出所後はほとんど彼らへの対応はしないことが原因としてある。そこで、「更生保護就労支援事業」を国家事業化するなどして、より推進させることが必要だと考える。この事業は、日本では6都府県で行われており、刑務所から彼らの出所後までの対応を民間に委託し、彼らが職場で安定するまで雇用先との連携を保持していくシステムである。これを国家事業化するべきということであるが、やはり民間法人ではその範囲に限界があり、広範囲に広げるためには国家主導のほうが良い。また、積極的な税制措置を施すことも可能となり、協力雇用先の確保をより充実させることも可能となるため、企業側と少年法制度の双方にメリットを創出することが可能となるのである。

以上の2点を政策として提言したのだが、これらの制度の整備により、将来的には、犯罪少年の社会復帰制度をより改善させることが可能となる。そして、将来的な元犯罪少年との共存体制が確立していくのではないかと考える。

5. TC・ACの感想

TC：木村 俊介（中央大学法学部3年）

今回このテーマを扱う中で、少年を取り巻く社会が如何に見て見ぬふりをされてきたかを感じました。少年問題と言って取り上げられるのは、いじめや虐待、引きこもり、そして少年による凶悪犯罪であって、現実に起きてしまった事態のみに留まっています。しかし、取り上げるべきは、そういった表面的事象だけでなく、もっと根底にあるものです。つまり、教育や家庭環境、就労環境といった、少年を取り巻く社会や、少年院・少年刑務所といった施設環境にこそ問題の所在があるのだから、その点を取り上げていくべきだということです。しかし、そうは言っても、表面的な問題の方が国民には親しみやすく、触れやすい事象であることは否めないし、世論がその傾向にある以上、政府も行動に移せないことは理解できます。だからと言って、何もしないことも問題です。

では、ここで何が重要になるか。それは「私たち一人ひとりが正しい認識と問題意識を持つこと」にあると思います。それはなぜかというと、少年と直接触れ合うのは私たち自身だからです。そして、世論を形成するのも私たち自身だからです。私たちが、少年たちを「いじめに遭うような人」・「いじめをするような人」として疎外し、隔絶するならば一向に問題は解決を見ないであろうし、特に、再社会化を目指すような犯罪少年を受け入れることなどできないでしょう。また、少年を「怖いから」、「よくわからないから」、「自分とは違うものだから」と認識し、彼らに対

して少年法の厳罰化を唱えようとするれば、政府もそれに応じて少年法の厳罰化に取り組むようになるでしょう。つまり、私たちの行動・認識が、少年の生活しやすい世の中を作るかに関与してくるのです。

自分自身、この事実を今回 TC という立場を通して学びました。これからは、自分がこのことを周りに発信していきたいと思います。そして、その周りの人には、彼らの周りの人に伝えていってほしい。そうして草の根的に少年たちの生活しやすい世の中を、共存社会を形成していくことができれば、と思います。

AC：藤井 智大（東京大学法学部 3年）

まず、学術交流会の成果について述べます。テーブルディスカッションを始める時点で、「少年法制の厳罰化は必要か」という質問をしたところ、ほとんどの参加者が必要だと答えました。しかしながら、すべてのレクチャー及びディスカッションが終了した時には多くの参加者の考えに変化が見られました。つまり、ただ厳罰化を謳うよりも、より総合的な対策について考えなければならないのではないかと、といった考え方を持ってくれたのでは、と思いました。最初の質問の回答に反して、参加者の多くは、必ずしも少年事件が凶悪化しているだとか、凶悪事件が増加しているといった少年法制厳罰化の根拠としてよく挙げられるような言説を鵜呑みにしているわけではありませんでした。参加者の多くは、少年法制や少年事件をどうにかしなければならぬという問題意識を持っていたが、その手段として厳罰化しか思いつけなかった、というのが最初の質問の回答の傾向の真相であったように思われます。その点、テーブルディスカッションがすべて終了したときには多くの参加者の考え方に変化が見られたことは、この学術交流会で少年事件や少年法制について取り扱った甲斐があったのではないかと感じます。少年事件の凶悪化といったものは個人の感じ方にも依存するところが多分に存在し、少年法制厳罰化といったことにも一定の合理性があることは認めざるを得ません。しかしながら、少なからずただ少年法制厳罰化を謳うだけではいけない、ということを知ってもらえたことは、大きな成果だったと思われます。

次に、反省点について述べます。当初は少年を取り巻く「社会」と「法」という二本柱について考えていこうという方針を立てていました。しかしながら、レジュメ作成を進めるうえで、社会と少年の関わり方は一様ではなく、一般化ができない、ということに気づき、方針を修正せざるを得なくなり、TC たちに迷惑をかけてしまいました。

AC：金 世榮（立教大学法学部 3年）

罪を犯してしまった少年に対して、法と社会はどうあるべきなのかといったテーマを選んだ私たちが直面した問題は、少年法という制度上公開された情報が少ない

ことでした。「文献にはこう書いてあるけれど本当だろうか?」、「この記述を裏付けるデータや根拠は何だ?」などといった感情は常に TC・AC 間にあり、時にはそれをめぐった少しのいざこざもあったりして「せっかくの大学生だから机上の議論で終わらせないで、実際に足で、目で感じてくると良い」と頂いたお言葉を痛感したのを覚えています。レジュメ作りや議論においても、難しいテーマだから仕方ない参加者には難しいとどこかで妥協してしまった点も今となってはもったいないことをしたかなと思っています。しかし、机上の議論であっても少年法という難しいテーマであっても、私たちが当初想定していたよりも、参加者がしっかりと議論を行ってくれて、我々先輩の作った政策提言にも臆せず意見を投げかけるなど、非常に積極的な活動が出来たこと、私たちもそれを十分に加味した提言を行えたこと、そして何よりも TC・AC 含め参加者が楽しんで過ごすことが出来たことが成果として挙げられるのではないかなと思っています。個人的にも AC という役割でありながら、「おっかなびっくり」な姿勢で今回臨んでしまったことが悔やまれますが、レジュメ作りや政策提言のロジック、テーブルの雰囲気作りなどで、確かに手助けが出来たことは誇りに思っています。どれも支えてくれた皆様のおかげです。この場を借りてお礼申し上げます。

③ テーブル クマ

1. テーブルテーマ

日本の学生の立場からすると、日本政府は TPP にどう関わるのが望ましいのか

2. TC・AC名、および所属大学、学部、学年

TC：榎 健輔（青山学院大学国際政治経済学部2年）

AC：熊井 彬陸（中央大学法学部2年）

AC：嘉満 千晶（中央大学法学部2年）

3. このテーマの重要性&議論する意義

2012年12月16日に行われた、激動の第46回衆議院議員総選挙では、様々な課題を解決すべく、各党はいくつものマニフェストを提示した。その中には、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の参加の是非も含まれていた。これが示すのは、現在の日本にとって TPP の重要性である。そこで、今回私たちは TPP にどのように関わっていくべきかを議論することとした。特に、知的財産の分野を議論することは私たちにとって他項目に比べ損益を感じやすいので、議論する意義を得られると確信している。

4. 政策提言の枠組み

私たちのテーブルは、二次創作を合法化すべきであるという政策提言をしました。まず、二次創作がなくなってしまう可能性があることを問題提起し、次にその問題の解決策を提言しました。そのあとに主張の裏付けをしました。三番目には現状が続く場合の懸念事項を挙げ、最後に政策実現時の効果を示しました。以下に、内容を詳しく記述します。

1. 問題提起

最初は問題提起でした。TPPにはアメリカが参加していて、知的財産を多く所有するアメリカは、自国の制度をTPPに流入すると言われていています。ここで、日本の法制度と齟齬が生じてしまうことが問題点です。アメリカ著作権法第107条によると、そこには営利目的の著作物の使用は著作権侵害とすると明記してあります。この営利目的の著作物利用に関して、日本もアメリカと同じ制度を持っているのですが、暗黙の了解で認められているのが、コミックマーケット（以下、コミケ）とい

う同人誌販売会なのです。このコミケを守るために、日本はTPPに参加してもコミケは認められるようにするべきだという立場から、この問題を提起しました。よって、TPPによって導入されるこのアメリカの法制度が、日本のコミケの規模を縮小してしまうというのが問題です（この立場をとる理由は三、四番目の内容で説明します）。

2. 問題の解決策

次に、問題の具体的解決策を提示しました。解決策は、ずばり二次創作を合法化することです。このとき、「二次創作をどのように定義するか」が議論の的となりました。その結果、**①二次創作をしても著作権者の不利益にならないものであり、②一次目的が営利的でないもの**が二次創作として認められると定義しました。従来、二次創作には合法のものと違法のものが両方あり、同人誌販売や海賊版や営利目的であるため違法とされてきました。しかし、私たちは、同人誌には創造性があると認めたので、創造的である同人誌と単なるコピーである海賊版を区別し、その基準を前述の①、②と決めました。同人誌は販売されることによって商業性は持ちますが、基本的な販売の意図（一次目的）は営利的ではなく、原作のファン心理による原作の発展を目的としたものであると考えたのです。しかし、海賊版は付加的芸術性を生み出すものではないとしたため、違法のままとしました。

3. コミケ規模縮小時の懸念

私たちの主張を明らかにしたところで、三番目にコミケ廃止時の懸念事項を挙げました。文化の衰退を除いた客観的な懸念事項は二つあります。一つ目は、コミケという大きな経済活動の場がなくなってしまうことです。コミケは年々参加者が増えていて、2013年現在、3日間の開催で60万人程度の参加者が参加します。この参加人数は日本における他の屋内イベントを圧倒し、鳥取県の人口に等しい人数です。また、コミケ参加者は平均で17,455円使うという統計も出ています。このような大規模経済活動が衰退してしまうのが一つ目の懸念です。二つ目は、マンガの無名作者が知名度を上げる機会の減少です。現在の有名な漫画家のうち、ある程度的人数は、同人誌の執筆で腕を上げたのちにメジャーデビューした経緯を持っています。その代表格が、『ディー・グレイマン』の作者である星野桂さんです。日本の一大産業であるマンガ産業の発展を阻害する危険性があるのです。

4. 政策実現時の展望

それでは最後に、提言した政策が実現した時にどのような効果が現れるのかを説明します。その効果は、ずばり二次創作産業発展の可能性が高まることです。これは3つの内容に小分けされます。一つ目は、コミケが発展的継続をすることで、三番で挙げた懸念事項が解消されるという効果です。二つ目は、海外の二次創作文化との交流が増える可能性があることです。TPPによって環太平洋圏で私たちの提言した政策が普遍化すれば、同じ法制度のもとで海外でも二次創作文化が発展しま

す。そして、それが日本の文化と交流して、更に国内外の二次創作文化が発展するのです。最後に、同人誌と似たような二次創作文化が他の商品にも広まる可能性が出ることです。例えば、音楽のサンプリング（既存の楽曲の利用）です。現在発売されているCDは著作権がフリーなものか、著作権者の合意を得たもののみが販売されています。しかし、著作権違法のものでも、同人誌のような販売会が開かれれば、そこで更にサンプリングの文化が発展するでしょう。このように、同人誌以外にも二次創作物の販売会が開かれる可能性が増します。

以上のような、将来の二次創作文化の発展を見据えた未来志向の考えに基づいて、私たちのテーブルは、**日本がTPPIに参加しても、二次創作は認められる法律を制定する必要がある**という結論に至りました。

5. TC・ACの感想

TC：榎 健輔（青山学院大学国際政治経済学部2年）

今回の学術交流会で、テーブルの統括をした感想は、4つの反省と2つの成果にまとめられます。

反省点の一つ目は、ディスカッションで使う言葉の定義を怠ったことです。具体的には「知的財産」「著作権」「商標」「パロディ」など、色々な言葉の定義をあやふやにしてみました。私たちは、それぞれが感じた感覚を言葉に変換してディスカッションします。しかし、その感覚は十人十色なので、共通の意識を持って言葉を使う必要がありました。ディスカッションの道具を与え忘れてしまったのです。

二つ目の反省は、事前分科会で使った乏しい文献のメインを「産経新聞」のみにしたことです。産経新聞を使うことが悪いわけではなく、他紙の記事も合わせて使うことが大切でした。自分の使う情報が偏っていることを思い知らされました。

三つ目の反省は、ディスカッション中に、各テーブルを回れなかったことです。補佐であるACの二人とは段取りを確認しており、私は、議論中に各テーブルの意見を引き出す手伝いをすべきでした。そして、議論した内容を発表する時間は、他のテーブルの人が理解する手助けをすべきでした。

最後の反省は、ディスカッションと政策提言の方向性が企画を通じて変わったことです。最初は「経済学からみたTPP」、次に「学生目線のTPP」、最後に、「TPPと日本の二次創作」と、企画中に2度も変わりました。最初のテーマは、TPPを経済学のみで語ることの困難さに気づき断念し、2つめのテーマは、TPP全体を「学生目線」というもので包括的にディスカッションすることを諦めたことで生じました。レクチャーとディスカッションの全体の流れを作るときに、一番大事なことは何でしょうか。その答えは、「テーマに関する問題意識（どのような問題をディスカッションさせたいのか）」です。しかし自分は、問題意識ではなく、調べてみた

い内容をディスカッションのテーマにしていました。

次に功績です。一つ目の功績は、終着点を定めずに、レクチャーとディスカッションをしたことです。準備不足もあったのですが、参加者の意見に則って途中で方向性を変えると、議論の統括側と参加者側の意見の交換が活発になります。しかし、終着点を定めないのは良いことですが、終着点の予測をすることは必須です。その点は、反省点で述べました。

二つ目の功績は、ALSA に入会して間もない1年生に、議論の楽しさを伝えられたことです。自分のテーブルでは、できるだけ参加者がディスカッションを楽しめるように、データや写真を増やしたり、参加者が聞く一方にならないように工夫したりしました。その結果、テーブルディスカッション終了後に、「非常に考えさせられた」とか、「内容に飽きることがなく、参加してよかった」という声を聴くことができました。この学術交流会は、新入生歓迎の要素も兼ねていたので、その目的は達成できたと感じています。以上が、私の感想です。

AC：熊井 彬隆（中央大学法学部2年）

最初に学術交流会で『TPP』についての議論を行ったが、『TPP』の分野は多岐に渡り、TPP 全体を議論するには時間が足りず、二次創作という分野に私たちは絞ることにした。事前分科会の時点で、TPP についてのテーマを絞っておくべきであったことが反省点であったと思う。この時にテーマを限定していれば、もう少し深い議論が行えていたのではと考える。

TPP と聞くと医療や農業を思い浮かべる人が多いのではないだろうか。では、なぜ私たちがこの分野を選んだかと言うと、私たち学生が一番身近に感じられるものであると考えたからだ。私たちは毎日のように、YouTube やニコニコ動画といったインターネットメディアに触れており、我々学生の立場で考えやすいと推測した。そして二次創作といえ、世界最大規模の同人誌即売会であるコミックマーケット（通称：コミケ）が論点に挙がった。ディスカッションを行っていく中で、日本の二次創作は日本の文化であり、著作権の侵害であるからと言って、コミケを中止してしまうのは不憫でならないという結論に至った。また、コミケを中止してしまうと、オリジナル作品を買う消費者の購買意欲が減ることや、駆け出しの漫画家が作品を公表できる機会が減るとするのがその理由である。二次創作を厳しく取り締まることになると、ボーカロイド作品や、ニコニコ動画での『〇〇してみた』といったものも法律違反になるであろう。TPP で二次創作を取り締まる主な目的は、海賊版の流通防止であるが、その弊害が様々な分野に影響を及ぼし、出版業の萎縮にもつながってしまうというのが今回の成果であると思う。

今回、AC として TC の補佐を行ったことは、良い経験であったと思う。質問に満足に答えることができなかつた事も悔やまれる。しかし、これらの失敗も含め、

良い勉強になったと思う。TPPに関連する二次創作について理解できたことは必ずしも多くはないが、若干なりとも聴講者及び外部講師の皆さんに寄与できたのではと思う。これからは、今回の経験を生かして、積極的にディスカッションを行っていきたい。

AC：嘉満 千晶（中央大学法学部2年）

まず、今回一緒に TPP というテーマに取り組んでくれた榎くんと熊井くんに感謝したいと思います。そして、私たちのテーブルを選んでくれた参加者の皆さんにも心からお礼を言いたいです。榎くんと熊井くんには、準備段階から迷惑をかけてしまうこともありましたし、参加者の皆さんにもディスカッションの中で負担をかけてしまった部分がありました。至らない点ばかりでしたが、何とかこの学術交流会を終えることができ安堵しているのが正直な気持ちです。全日程が終了してから、いろいろな人から温かい言葉をかけてもらったことも忘れられません。

準備期間も含めると、この学術交流会は本当にタフなものでした。思っていた以上に TPP というテーマは幅が広く、勉強させられることも多かったです。新聞などを通じて「なんとなく」わかっているつもりでの TPP も、調べれば調べるほど新しい発見がありました。そしてディスカッションを通じて、多様な意見を聞けば聞くほど考えが深まっていくという経験も、学術交流会という長期にわたる企画だからこそそのものなのではないかと思いました。単に自分の中で完結するのではなく、他の人と話し合い、意見を共有することによっても学べることはたくさんあります。特に学術交流会では、政策提言という一つの形にまとめ上げることも求められます。話し合っただけで終わりではなく、それをテーブルのみんなでまとめる作業にもやりがいを感じることができました。最終的なテーマを知的財産にしぼることができたのも、参加者の皆さんのおかげだったので、テーブル全員で今回のディスカッションと政策提言を作り上げられたのではないかな、と思っています。

決して完璧なものではありませんでしたが、たくさんの人の協力をいただいて政策提言まで無事に終えることができました。本当に感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。そして、これからもこの学術交流会が続いていき、そしてより充実していくことを心から願っています。

④ テーブル パンダ

1. テーブルテーマ

育児はもはや女性の仕事ではない

～少子化抑制と女性の社会進出の両立を目指して～

2. TC・AC名、および所属大学、学部、学年

TC：川戸 瞭（早稲田大学政治経済学部2年）

AC：菅 千絢（早稲田大学政治経済学部2年）

AC：高島 優花（中央大学法学部2年）

3. このテーマの重要性&議論する意義

少子化問題は今日の日本において、また先進国の抱える最も深刻な問題である。少子化は人口減少につながり、さらに経済規模が縮小し、高齢者への社会福祉費は増大することが予想される。日本の出生率が現在の状態のままであった場合、2100年までに、日本の人口は3分の1にまで落ち込むという調査も存在している。このままでは、労働人口は減少し、その少ない労働者が多くの高齢者を助けざるを得なくなる。「富の分配」から「我慢の分配」へ、時代は移りつつある。このまま負担が増大していくのなら、社会保障そのものが瓦解するのも時間の問題である。さらに、人口減少により経済成長が思うように進まなかった場合、GDPの198%にのぼる国債（2010）のリスクが高まり、ギリシャのように債務危機に陥る危険性も存在する（World Factbook 2011 Public Debt）。このため、少子化に歯止めをかけることが緊急の課題である。

少子化問題の原因は何であろうか？少子化問題の根本的な原因は、“金”ではないように思える。日本では、男女共同参画社会など、様々な政策がなされてきたにもかかわらず、女性が男性と同じだけの地位を獲得しているとは言い難い。女性管理職の割合が著しく男性のそれを下回っていることが、出産後、キャリアに戻ることの難しさを物語っている。働く女性が安心して子供を産める環境づくりが、少子化による人口減少のため、女性の労働力をますます必要とする経済界にとって重要である。例えば、女性が産休・育休をとること、子育て後の仕事復帰、が容易な会社の環境。働く女性が安心して子供を預けることのできる託児所の確保。

民主党政権による子ども手当など、付け焼刃の政策が行われている昨今、少子化問題を解決するために本当に求められているものは何か、考えていきたい。

4. 政策提言の方向性

● 「少子化」をテーマに選んだ理由

「未来志向」を、私たちは「今だけでなく次世代のことを考える」、つまり「次世代に明るい未来を残すこと」であると考えた。そこで、「今の日本が解決すべきもっとも深刻な問題は何か？」という問いを立てた。財政赤字、経済の低迷など様々な問題が浮かんだが、最も根源的な問題は人口減少であり、少子化問題であると考え、今回のテーマに選んだ。

● 問題意識 —どうすれば少子化が解決するのか—

日本の男女の理想の子供の数は、2.42人と実は決して低くない。しかし、実際の日本の合計特殊出生率は1.39と、世界でも最低水準にある（スウェーデンの男女の理想の子供の数は2.4人であり、合計特殊出生率は1.94である）。この乖離は、「子どもを持ちたくても持てない人々がいることを示している。→ 子どもを持ちたいと思う人が子どもを持てる社会の実現が出生率の上昇につながるはずである。

● 理想の子供数が持てない理由

第1位『子育てに教育やお金がかかりすぎるから』(60.4%)

第2位『高年齢で産むのは嫌だから』(35.1%)

第3位『ほしいけどできないから』(19.1%)

第4位『健康上の理由から』(18.9%)

第5位『これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから』(17.1%)

第6位『自分の仕事に差し支えるから』(16.8%)

→ このテーブルでは、**金銭面と職業面の問題に注目する。**

● 問題提起

従来：少子化の原因は、「女性の高学歴化と社会進出」とされてきた。

しかし…

団塊世代の退職により、日本の労働人口は減少の傾向に入っている。労働の減少は経済成長にマイナスの影響を与えるため、労働人口の減少も抑える必要がある。つまり、単純に女性が家庭に入るだけで解決するほど、単純な問題ではない。

→ 「働きながらも、子どもを産み育てることのできる社会の実現」が求められているのでは？

(女性が自己実現と子どもを秤にかける必要がなくなる ← 職業面解決；女性の就業は家計の収入増加につながるため、金銭的不安解消にもつながる)

● 育児をしながら働く親を保護する法律・制度

1. 法律

- ・男女雇用機会均等法
- ・育児・介護休業法（短時間勤務、時間外労働の制限、育児介護休暇制度）
- ・次世代育成支援対策法 等

2. 金銭的支援

- ・児童手当

3. 自由な働き方

- ・フレックスタイム制
- ・在宅勤務（目標：2015年までに700万人）
- ・産前産後休業、育児休業 等

このように、働きながら子育てする親を支援する制度や法律・目標を、政府は多く打ち出している。近年は、男性の育児参加を進める取り組みも数多く始まっている。

しかし…

企業においては、柔軟な働き方や、ワークライフバランスが実践できていないのでは？

現実には、2人に1人の女性が出産を機に仕事を辞めている。解雇されたとされている女性も、10%程度存在する。仕事と子育ての両立に関する報告書（次世代育成支援対策法に基づく）が義務付けられているものの、両立のための試みが十分に企業まで浸透しているとは言えない。先に挙げられた制度に実効性が担保されていないのではないかと？ → 企業の子育て支援策を監視する独立機関が必要！

● 現行の制度の問題点

現在も、労働問題についての相談を扱う労働基準監督署や労働審判制度などがあるが、それらの機関が十分に機能できていないため、新たな監視機関の創設を提案する。

問題点

- ・相談窓口が、労働基準監督署や労働審判制度など、複数の機関に分かれてしまっている。
- ・厚生労働省が企業に対して行う訪問調査についても、「問題あり」とされた企業はないなど、調査が形骸化してしまっている可能性がある。

・労働者の生の声をくみ上げることができていない。

● 【提案】独立機関「労働・育児監査局」の設置

目的

企業からの報告だけでなく、実態を把握し、企業の出産・育児に関わる支援制度等の充実に寄与する。

役割（業務）

- 労働者からの相談の受付、企業に対して監視・調査・監督・指導等を行う
 - ・社内における子育てに関する問題について労働者の相談をうけつける。
 - ・方法は電話・窓口相談、「ホットライン」など。

⇒ 気軽に相談できる体制を整える。さらに、徹底して相談者情報の保護を義務付ける。

- 企業を子育ての取組に応じてランク付けを行い、公表
 - ・「子育て支援に関する」ランク付け

ランク付けの基準としては、現行の次世代育成支援推進法に定めている一般事業計画と、それに関する報告書と、労働者からのヒアリングから総合的に判断する。

ランク付けのメリットとしては、上位に選ばれた企業は、会社のイメージアップにつながり、下位なってしまった企業にとっては、ランクをあげようとするインセンティブになる。下位の企業には、指導や計画策定や実行のノウハウを教え、改善を支援する。

- 罰則を与える権限

ある企業の労働者から一定件数を超える相談を受けた場合、労働・育児監査局はその企業の労働者にヒアリングを実施する。結果から、企業に問題があると判断された場合には企業に対し勧告・指導を行い、応じない場合は企業名を公表する権限を有する。

- 「くるみん」のレベルアップ

現在、次世代支援育成支援推進法における認定基準を満たす場合、「子育て支援優良企業」として認定され、「くるみん」マークを取得できる。しかし、認定を受けている企業は、平成22年時点で1,134社あり、多くの大企業はすでに取得している。そのため、「くるみん」を持っていることによる企業のメリットは薄れてきている。今回はさらに、長期的な子育て支援策を企業が積極的にとることができるよう上記のランク付けで連続して「優良」の認定を受けた場合、「くるみん」のレベルアップの認定を行う。

このような機能を持った機関の設立を提案する。

●最後に

制度や権利は重要であり、その履行は当然企業に求められる。しかし、それらは行政によって上から与えられるものではなく、女性自身が自ら獲得すべきものである。さらに、女性自身が、男性にも劣らず働けることを証明していくことが必要である。そして、仕事と子育ての両立が可能になれば、より多くの日本人が子どもを持ち、結果的に少子化抑制につながるはずである。

5. TC・ACの感想

TC：川戸 瞭（早稲田大学政治経済学部2年）

最初に、反省点を挙げさせていただきます。もっとも反省していることは、レジュメを作り始めるのがきわめて遅くなってしまったことです。この遅れが、学術交流会中ずっと、TC、ACを苦しめました。3人ともレジュメづくりに追われ、当日の進行の準備が十分にできませんでした。さらに、TC、ACはTable Discussionのために参考文献をかなり読んできたため、参加者にどれだけの前提知識があるのかが分からず、レジュメに不十分な点があったことと思います。また、当日の時間配分が甘かったように思います。最初はディスカッションの時間はありすぎるように思えたのですが、実際にはメインで話してもらいたいと思っていただけで、少し時間が足りなくなっていました。もう少しトピックを絞り、ディスカッションに余裕を持たせることができればよかったと思います。最後に、特にTCである私に言えることですが、Table Discussionや政策提言に気を取られ、新歓イベントであるにもかかわらず、1年生への配慮が不十分でした。この部分は上級生がうまくフォローしてくれて、本当に助かりました。

しかし、当日の議論は大変充実したものになりました。新入生はまだ議論に慣れてない中、一生懸命、議論に参加してくれました。さらに、新入生らしいフレッシュで面白い意見が出てきて、とてもうれしかったです。上級生は意見をうまくまとめいてくれました。参加者のみなさん、本当にありがとうございました。多くの方、とくに新入生に「楽しかった」と言っていただき、本当に今回TCとして学術交流会に参加できてよかったとしみじみ思いました。

最後に、本企画を取りまとめていただいた委員会メンバー、ALSA Japan 役員、参加者の皆さん、本当にありがとうございました。何より、こんな私を支えてくれたACの2人、感謝してもしきれないです。本当にありがとうございます！

AC：菅 千紘（早稲田大学政治経済学部 2年）

今回初めて学術交流会に参加し、ACを務めさせていただきました。他大の人との交流も今回が初めてで緊張しましたが、参加者の方々は積極的にディスカッションに参加してくださり、和気藹々とした雰囲気テーブルでとても居心地がよかったです。

この少子化についてのディスカッションをTC・ACの二人と作っていく中で、自分の知識不足を痛感しました。他の二人に比べてディスカッションの経験が少ない私は、考えの根拠となる情報も少なく、有益な意見を述べられていたか疑問です。また、TCが求めていることとは違うことについて調べていってしまったり、筋が通っていないレジュメになってしまったりと、本当に迷惑をかけてしまいました。

当日ディスカッションをしていく中で、TC・ACの間では思いつかなかったような意見がたくさん出て、他人と意見を交換し共有することの面白さを改めて感じました。

また、これまで少子化について多少考えたことはあったものの、この一つの問題に、これほど多くの要因が存在し問題が絡んでいるということは今回調べていく中で初めて知りました。今までは浅い部分まででしか考えることができていなかったのだと気づかされ、何かについて考える上での姿勢を変えるきっかけを得ることができたと思います。

今回の学術交流会では自分の中でさまざまな気づきがあったり、ディスカッションを通して新しい考え方を知ることができたりなど、いろいろな意味で勉強になりました。ACとして参加することができて本当によかったと思っています。

最後になりましたが、このような貴重な経験をさせてくださった外部講師の方々、運営の方々、アドバイスを下さった先輩方、テーブルの皆さん、そして私をACに誘ってくれたTC・ACの二人には本当に感謝しています。ありがとうございました。

AC：高島 優花（中央大学法学部 2年）

私たちテーブルパンダのテーマ『少子化』は、メディアを通じて議論されているテーマでもあり、参加者の皆さんには比較的とっつきやすい内容だったと思います。そのため、終始話し易い雰囲気、参加者がまんべんなく議論に参加できていたと感じました。ディスカッションのもう一つの柱である『女性の結婚・出産とキャリア』についても、女性参加者は自分のことに引き付けて、男性参加者も将来結婚するとしたら…と考えてもらい、一部議論が白熱した場面もありました。その中で、お互いの価値観・考えを否定するのではなく、意見をぶつけ合い理解していく過程がみられました。

今回のテーマは話しやすい一方で、世間において議論がし尽くされている印象も

受けます。しかし、今回の学術交流会の共通テーマである『未来志向』の観点から、真に実効性のある政策を提言する、という目標の下、数値に基づいた具体的な政策ができたと思っています。また、たとえ議論がし尽くされているものでも、議論をやめたら解決は不可能、そこで終わりなのだと考えているので、今回このテーマで学術活動を行えたことは有意義なことだったと思っています。

私自身、女性の自己実現については元々問題意識があり、今回のディスカッションで3年生はもちろん、同期の2年生、1年生からも面白い意見が聞けたことは大きな収穫でした。ACとして、板書やTCのフォローだけでなく、議論にも参加していったことで、参加者それぞれが思い描く将来のビジョンに触れ、意見を直接聞くことができて良かったです。

最後に、TCには負担をかけてしまった面もあったかと思いますが、テーブルメンバー全員で考え納得のいく政策ができたことを誇りに思います。このような政策を作り上げていく経験は、なかなかできません。TCの頑張り、ACのフォロー、そして参加者の皆が本気になってくれたからこそできたのだと思います。この場を借りて、テーブルパンダの皆さんにお礼を申し上げます。ありがとうございました。

⑤ テーブル カブトガニ

1. テーブルテーマ

障がい者福祉 ～共に生きていくということ～

2. TC・AC名、および所属大学、学部、学年

TC：宮村 優風子（中央大学法学部2年）

AC：山中 淳史（中央大学法学部2年）

AC：鹿毛 貴弘（慶應義塾大学法学部3年）

3. このテーマの重要性&議論する意義

どの国の、どんな社会においても、障がいを持った人々と同じ人間として共に生きていくことは重要なことであり、またとても難しいことでもあります。では、今の日本の状況はどのようなものなのでしょうか。様々な法律が作られ、行政的な措置がとられてはいますが、その中のどれだけのことが広く社会に知れ渡っており、社会問題として考えられているのか。おそらくほとんどの人が知らず、そのような問題と向き合う機会は少ないのではないのでしょうか。今回のテーブルディスカッションを通して、少しでも正しい知識を得て、この問題と向き合う機会になればと思います。

4. 政策提言の枠組み

「障がい者福祉について」

今回私たちは、障がい者の中でも、知的障がい者にスポットを当て、知的障がい者の人々の人生の中で大きな関わりを持つ福祉政策である、「教育」と「雇用」という分野に注目しました。さらに、生きていく上で重要になる「自己決定権」にも注目し、この三方向から現在の福祉政策の問題点を探り、今後の未来につながるような政策を提言したいと思っています。

5. TC・ACの感想

TC：宮村 優風子（中央大学法学部2年）

今回このような企画に参加させていただき、さらに「障がい者福祉」というテーマで、ディスカッションのテーブルの統括を務めさせていただき、本当に多くのことを学びました。

まずは、このようなディスカッションを行い、そのうえで政策提言を行うということです。もちろんめったにすることのできない経験で、たくさんの壁にぶつかりました。

ディスカッションを作成していく段階では、何のためにディスカッションをするのか。どのようなディスカッションにすれば、私たち作成者側も含めた参加者全員が、楽しいと感じる、充実感を得ることができるのか。そのようなディスカッションの在り方を考えてきました。そんな中でも自分なりに出した答えは、「答えが決まっていない」ということでした。授業でもなく、話し合いでもありません。答えがあらかじめ決まっているわけではなく、一つの答えに決めるというものでもありません。ディスカッションと知っている以上当たり前のことかもしれませんが、そんな自由な環境の中でお互いの意見を出し合い、それを政策提言にまとめることはとても難しいことでした。今回のディスカッションにおいては、そのようなことを意識しながら作成しましたが、流れが分かりづらかったり、結局答えを想定してしまったり、ところどころ疑問を感じてしまうような点があったのではないかと思います。

しかし、ディスカッションが終わった後、「難しかったけれど楽しかった」という感想をたくさんの参加者から聞くことができました。まだまだ荒削りな部分はたくさんあったかと思いますが、目標の一つである「楽しいディスカッション」は少し達成することができたのではないかと思います。

さらに今回のテーマ「障がい者福祉」に関して。もともと何年も前から関心があるテーマだったので、このテーマでのディスカッションの作成は比較的やりやすいのではないかと考えていました。しかし、現実が大きく異なり、改めて自分の知識不足を思い知らされたり、考え方を換えられるようなことばかりでした。その中でも、このテーマに関して自分たち ALSA という団体としてどのような政策提言をすることができるのかを考えることは、とても難しいことでした。そんな中でも、個人の意識を変えるのではなく社会を変えるというのが、ALSA という学生団体ができることなのではないかと考え、ディスカッションや政策提言の根幹となりました。

今回の経験は、今後の ALSA の活動だけでなく自分の今後の人生にも影響を与えるようなものとなりました。今回学んだことを最大限に生かし、ALSA の活動において更なる「楽しかった」を得るとともに、将来、何らかの形で社会に貢献できればと思います。

最後に、このような素晴らしい機会を与えて下さった、支えて下さった、すべての人に感謝したいと思います。ありがとうございました。

AC : 山中 淳史 (中央大学法学部 2年)

まず成果点から述べさせていただきます。やはり第一に挙げられるのは、準備期間が

約半年と十分に時間があつたため、自分たちのテーマをより深く掘り下げて調べることが出来たという点です。障がい者福祉と一口に言ってもそこには様々な手段や対象があり、そういったものに一つ一つ調べる時間をかけられたおかげで、より練られた政策提言になったのではないかなと思います。第二に、参加者の意見を反映しやすいものであつたという点です。行ったディスカッションの中では、TC・ACが考えもしなかつたような意見があり、そうした意見を取り込みながらディスカッションをしていけた感触を抱えています。これは日程のおかげでもありますし、テーマの内容的に、多様な意見が出やすかつたということもあると思います。他テーブルを見ても参加メンバーの意見を取り込んでいたようであり、全体的にも質の高いディスカッションが出来たのではないかなという印象を受けました。

続いて反省点について。障がい者福祉というテーマの難しさから、方向性が一定せず、最終的な政策提言がなかなか決まらなかつたという点が大きな反省点です。TC・AC間でも折り合いがつかず、非常に悩ましい日々でした。しかし、そのおかげでしっかりと障がい者福祉というものを考えることができ、ある意味ではプラスであつたのかなとも思います。また、政策提言で自分が担当した「障がい者の自己決定権」について、時間不足でディスカッションをきちんと行えなかつたことも残念でした。自分としても、色々な人の考えを聞いてみたかつたので、ディスカッション自体の時間配分等をきちんと調節できればなお良かつたのではと思います。

わずか三日間のために半年間準備を重ねてきて、特に直前期は本当に忙しかつたのですが、この学術交流会を通して大きく成長することが出来たのではないかなと感じています。特に政策提言の場では、いかにわかりやすくプレゼンテーションをするかが重要となつており、普段なかなかできない経験をさせてもらったと思います。力不足で周りに迷惑ばかりかけたとは思いますが、ACに就いて本当に良かつたと思っています。ありがとうございました。

AC：鹿毛 貴弘（慶應義塾大学法学部3年）

テーマは障がい者福祉。自己決定・教育・就労の三点から障がい者の現状を認識し、ディスカッションをした後で政策提言を行っていきました。法律の話や抽象的な話など、難しい話もありましたが、その中でもメンバーが様々な意見を出してきてくれたおかげで、予想以上に質の高い政策作りができたのではないかと考えております。

今回、学術交流会への準備を進めていく中で、ディスカッションって何のためにするのだろう、政策提言をどうやって作っていけば良いのだろうかなど、様々なことに悩み、様々な人と相談し、様々な工夫を行ってきたつもりです。

一方、反省もありました。外部講師の方からのご指摘にもありましたが、机上だけで議論するのではなく、いかに現場の声を聴くかも重要である、ということです。

色々な社会問題をデータや文献から判断して議論をすることの多い自分たちですが、時間的な余裕のある大学生だからこそ、現場で実感していかないといけないなあをつくづく感じました。

ところで、本学術交流会の周辺には、偶然にも障がい者にまつわる問題が社会における解決すべき重要な問題として露呈しました。たとえば、事前分科会の直前に、成年後見制度を利用する知的障がい者に対し、選挙権をはく奪するのは違憲であるとした判決が出ました (<http://www.fukuishimbun.co.jp/localnews/editorial/41136.html>)。また、学術交流会が終わった数日後には、乙武洋匡さんに対する入店拒否騒動が起き、車いすを利用している方への配慮をする義務が店にあるのかなどの論争が、ネットを中心に起こりました (<http://www.j-cast.com/tv/2013/05/21175489.html>)。

障がい者福祉というテーマを選んだ側としては、このような現状に対し、障がい者に対する問題が社会の中で重要視され、解決しようとする動きが強くなってきたという意味では非常にうれしいなと感じております。一方、障がい者と健常者の間でのコミュニケーションがうまくいかずに、偏見や誤解が生じているのかなあと思う点もいくつもあり、その意味では悲しいなあと思うこともありました。

そして、学術交流会内の討議でよく起こった話は、まさに「障がい者と健常者の間でのコミュニケーションがうまくいかずに、偏見や誤解が生じている」点がさまざまな社会問題を引き起こしている大きな要因なのではないか、という話でした。非常に曖昧ではありますが、未来志向の社会づくりをするためには「心のバリアフリー」をなくしていくことが何より重要なのではないのでしょうか。

最後に、約半年間一緒に準備を進めていった TC・AC、委員会メンバー、テーブルメンバー、さまざまな相談を受けてくださった方々、応援してくださった方、ありがとうございました！楽しかったです！

Ⅶ 企画責任者総括

様々な意見を聞き入れた上での合意形成に努める人材を育成すること、学生の視点や考えを踏まえた社会に資する政策提言を發表することといった2つの目標を掲げた企画が終わったことで、たくさんの成果が得られたと実感しています。

成果として挙げられるものは、8大学支部の学生が一堂に会し、各々の興味があるテーマについて議論できる場を提供できたことと、学生として社会に資する政策提言を發表できたことです。各テーマが抱える課題に対して展開されていく議論の中で、仲間の意見を傾聴し、自分の意見を形作ること、問題そのものへの理解が進んだものと議論の過程を見て感じ取れました。政策提言發表の場において、各分科会の代表者が、10分という短い時間の中で、議論の成果を基にした提言を、その社会問題が抱える様々な要因の対立事項を把握した上で、うまくまとめておりました。また、外部講師からの質問にも精一杯の回答をしようとする姿勢からは、テーマに対する真剣さも伝わってきました。参加者より、“参加してよかった。周りの学生から多様な考えを学べた”などという感想を多くいただいたことや、外部講師の方々からの發表に対するお褒めの言葉をいただいたことが、本企画の成果の裏付けと言えるでしょう。

一方、本企画のこれからを考えるにあたって、問題が起きている現場を見る必要があると考えました。実際に、テーマとする問題に関わっている、様々な層の“人”を見ていないことより、政策提言によって達成すべき具体的なニーズを拾うことが欠けていたかもしれません。この点に対して、フィールドワークや、有識者による事前講演会を設置することで対処できたら、より良い企画になるものと考えました。

大学生という社会に出て行くことを真剣に考え始める時期に、社会に散在する課題発見をする広い視野と解決に向けた考える力を養っておくことは大切なことでしょう。本企画が、そのようなことを考える契機となっただけなら幸いです。

ALSA 学術交流会 2013 実行委員長
亜細亜大学 法学部法律学科 3年 飯岡 豊

Ⅷ 外部講師の先生方・実行委員の紹介

◇ 外部講師の先生方

藤本 哲也 先生

(公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課長)

浦崎 寛泰 先生

(弁護士法人きぼう「東京きぼう法律事務所」パートナー弁護士)

中島 祐輔 先生

(文部科学省 研究振興局 ライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室)

◇ ALSA学術交流会2013 実行委員会メンバー

飯岡 豊 (亜細亜大学3年)

筒井 景子 (青山学院大学3年)

香川 ゆう (一橋大学3年)

古坂 千尋 (中央大学2年)

島崎 彩和子 (青山学院大学2年)

松井 耀平 (立教大学2年)

Ⅸ 企画決算

1. 収入の部

参加費&補助金(ALSA Japan より)			
項目	数	単価	金額
委員会メンバー	6	3710	22,260
上級生宿泊	59	4300	253,700
上級生非宿泊	7	2800	19,600
新入生宿泊	50	3000	150,000
新入生非宿泊	5	1500	7,500
補助金			12,473
合計			465,533

2. 支出の部

オリンピックセンター経費			
日付	項目(単価)	数	金額
4/21(日)			
	午前 200 人部屋(5800)	1	5,800
	午後 20 人部屋(1300)	1	1,300
	40 人部屋(1700)	5	8,500
5/11(土)			
	午前 20 人部屋(1100)	6	6,600
	午後 20 人部屋(1300)	6	7,800
宿泊代	(1500)	114	171,000
5/12(日)			
	午前 20 人部屋(1300)	1	1,300
	20 人部屋(1100)	5	5,500
	160 人部屋(4600)	1	4,600
	午後 20 人部屋(1700)	1	1,700
	160 人部屋(5700)	1	5,700
合計			219,800

食費			
日付	人数	単価	金額
5/11(土) 昼	127	540	68,580
5/12(日) 朝	114	450	51,300
5/12(日) 昼	121	540	65,340
合計			185,220
雑費			
項目	数	単価	金額
レジュメ・資料印刷			25,165
TC・AC への色紙			1,955
講師、TC・AC への花束			14,175
TD 中に使用した文房具(模造紙・ペン・マグネット)			4,100
文房具(ペン・封筒・ガムテープ)			553
名札	3	1100	3,300
講師用のお水			705
資料印刷のための移動費			560
合計			50,513
総計			455,533